

秋スポ少－15  
令和4年4月27日

各競技団体長 様

公益財団法人秋田県スポーツ協会  
秋田県スポーツ少年団  
本部長 福原 幸成  
(公印省略)

「秋田県スポーツ少年団活動ガイドライン(令和4年4月18日時点)」等について(通知)

各市町村スポーツ少年団には、令和4年4月13日付秋スポ少－7で、同一郡市内同士に限り練習試合等の対外交流を認めてきたところです。

現在も予断を許さない状況ではありますが、可能な限りの活動を実施することにより、団員の健やかな成長を保障する観点から、4月29日(金)から、全県域での大会参加や練習試合等の対外交流を認めることにしました。

つきましては、新たに「スポーツ少年団活動ガイドライン(令和4年4月29日時点)」及び「スポーツ少年団活動における遵守事項(令和4年4月29日から)」を作成しましたので、貴管下の各競技団体関係者(郡市組織等の下部組織含む)に周知するとともに、今後も警戒を怠ることなく、感染防止対策を講じてくださるようお願いします。

なお、スポーツ少年団を所管する市町村教育委員会及びスポーツ振興主管課が、当該地域の感染状況により独自の方針を定めた場合には、その方針の遵守を優先してくださるようお願いします。

また、ガイドライン等は、今後の状況変化により適宜見直すこととします。

別 添

- 1 「秋田県スポーツ少年団活動ガイドライン(令和4年4月29日時点)」
- 2 別紙「スポーツ少年団活動の実施における遵守事項(令和4年4月29日から)」

〈本件の問い合わせ先〉  
秋田県スポーツ少年団事務局  
(秋田県スポーツ科学センター内)  
担当：二階堂、七尾  
TEL 018-866-3916  
FAX 018-864-5752